

## 御野立所ご利用時の注意事項

御野立所を含む森林公園は県民共有の財産であります。従いまして、他の利用者の迷惑や危険とならないように、また施設を大切にご利用して頂きますよう次の事項にご留意の上、ご協力して頂きますようお願いいたします。

1. 利用申請で占有できる箇所は御野立所に限ります。その他広芝生については、他の利用者も自由に使用できるエリアとなりますので、占有行為等はお控えいただき、譲り合ってご使用いただきますようお願い致します。
2. ご利用時間は午前（午前9時～正午）・午後（午後1時～午後5時）までの間です。この時間には準備及び撤去作業も含まれます。
3. 一般公園を含む施設内への車両の乗り入れ（走行及び駐停車）は、他の利用者の安全、施設の保全等により原則としてできません。但し、機材の搬入等、管理者においてやむを得ないと認められた場合に限り、通行を許可します。この場合においても必要最小限度の車両とします。（事前の申し出が必ず必要となります。）
4. 通行許可車両は、指定の通路以外の通行を禁止します。また、園内乗入時は、車両進入許可証の掲示・ハザードランプの点灯・最徐行の徹底をお願い致します。許可車両が進入する際は、指定の舗装道のみ走行、停車をお願い致します。芝生内の乗り入れも禁止です。
5. 火器の使用は出来ません。森林公園敷地内は全域禁煙です。
6. 募金活動・物品等の販売・営利目的・その他政治的、宗教的活動は行えません。
7. 園内にはゴミ箱を設置しておりません。必ずお持ち帰り頂くようお願い致します。
8. 施設・設備・芝生や樹木等の破損、会場の汚れについては原状復旧となります。場合によっては弁償や、損害賠償を請求する事もございます。
9. 森林公園利用規則・約款に記載されている内容を厳守していただき、また管理者の指示に従ってご利用頂きます様お願い致します。  
内容・状況等によっては利用期間中であっても使用をお断りする事がございます。